

【社会福祉士及び精神保健福祉士】養成課程のスケジュール

② 実習時間数

<令和2年度以前の入学者用>

科目名	実習分野	実習時間数
相談援助実習	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児・者福祉分野 ●児童福祉分野 ●福祉事務所分野 ●医療分野 ●高齢者福祉分野 ●地域福祉分野 ●社会福祉協議会 	180時間 (※1日8時間の場合、目安23日間)
精神保健福祉援助実習	<ul style="list-style-type: none"> ●精神科病院 ●障害サービス事業所 	210時間 - 内訳：病院実習120時間(1日8時間の場合、目安15日間) 施設実習90時間(1日8時間の場合、目安12日間)-

<令和3年度以降の入学者用>

科目名	実習分野	実習時間数	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児・者福祉分野 ●児童福祉分野 ●福祉事務所分野 ●医療分野 ●高齢者福祉分野 ●地域福祉分野 ●社会福祉協議会 	60時間 (※1日8時間の場合、目安8日間)	※本学では関係省規程に基づき、「ソーシャルワーク実習(240時間)」を「ソーシャルワーク実習Ⅰ(60時間)」と「ソーシャルワーク実習Ⅱ(180時間)」に分け実施し、トータル240時間の配属実習を行います。
ソーシャルワーク実習Ⅱ		180時間 (※1日8時間の場合、目安23日間)	
精神保健福祉援助実習	<ul style="list-style-type: none"> ●精神科病院 ●障害サービス事業所 	210時間 - 内訳：病院実習120時間(1日8時間の場合、目安15日間) 施設実習90時間(1日8時間の場合、目安12日間)-	

※ 社会福祉士養成課程に係るカリキュラム改定に伴い、令和3年度より上記科目につきましては「相談援助実習」から「ソーシャルワーク実習Ⅰ」および「ソーシャルワーク実習Ⅱ」へ科目名が変更となっております。実習時間数につきましても、180時間から60時間増の240時間へ変更となりました。なお、「精神保健福祉援助実習」につきましては、令和3年度のカリキュラム改定に伴う科目名や実習時間数等の変更はございません。